

船舶事故調査報告書

平成29年12月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（防波堤）
発生日時	平成29年7月9日 04時45分ごろ
発生場所	静岡県静岡市清水港 清水真埼灯台から真方位068°800m付近 （概位 北緯35°01.4′ 東経138°31.5′）
事故の概要	プレジャーボート ^{あきの} 明乃丸は、南東進中、防波堤に衝突した。
事故調査の経過	平成29年9月1日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 明乃丸、4.8トン
船舶番号、船舶所有者等	242-17917 静岡、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 船首部に破口を伴う凹損 防波堤 コンクリート部に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 高潮時 日出時刻：04時39分
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、友人3人（以下「同乗者」という。）を乗せ、釣りの目的で、清水港内を約5ノットの対地速力で南東進中、船長が、レーダーの調整に気を取られていたところ、突然、反航してくるプレジャーボートを左舷船首方に視認し、同船を避けようとして慌てて右舵を取った際、三保防波堤に衝突した。 本船は、自力で清水港興津第2ふ頭に帰港した。 船長及び同乗者は、全員が救命胴衣を着用していた。 船長は、清水港内を航行した経験が豊富であった。
分析	本船は、清水港を南東進中、船長が、レーダーの調整に意識を向け、船首方の見張りを適切に行っていなかったことから、反航船に気付くのが遅れ、反航船を避けようとして慌てて右舵を取った際、三保防波堤に衝突したものと考えられる。
原因	本船は、清水港を南東進中、船長が、レーダーの調整に意識を向け、船首方の見張りを適切に行っていなかったため、反航船に気付くのが遅れ、反航船を避けようとして慌てて右舵を取った際、三保防波堤に衝突したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・他のことに没頭することなく、常時適切な見張りを行うこと。